

件名	愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年 6 月 29 日公布、平成 18 年 4 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>行政手続法の条項移動に伴う引用条項の規定整備</p> <p>（目的等）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">第 3 条第 3 項</p>	
施行日	平成 18 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>行政手続法の一部を改正する法律の概要</p> <p>1 趣旨</p> <p>政省令等の命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 命令等の定義</p> <p>政令、府省令等 審査基準等、行政指導指針</p> <p>(2) 命令等を定める場合の一般原則</p> <p>命令等を定める機関が、命令等を定めるに当たっては、根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないこと、制定後においても内容の適正確保に努めなければならないことを規定</p> <p>(3) 意見公募手続</p> <p>命令等を定める機関に意見公募手続として次の内容を義務付け 命令等の案や関連資料を事前に公示すること。 30 日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行うこと。 意見や情報を考慮すること。 意見や情報の内容、これらの考慮の結果などを公示すること。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示の方法は、インターネットの活用 ・ このほか、規定する手続をすべての命令等に適用することは適当でないことから、一定のものについては適用除外とする等の規定を整備 	